

## 第23回総会 議事録

総会開会時刻 令和7年5月27日（火曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱
9番 樋富 美行	10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 船越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之
18番 村岡 宇都美	19番 青木 正廣		

(農業委員の欠席者)

12番 増井 道宏

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 雲井 正博
7区 徳山 守	7区 森吉 憲三	8区 手塚 博	9区 吉成 秀明
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

6区 市山 賢光 9区 濱田 武志

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第4号「農用地利用集積等促進計画について」

議案第5号「非農地証明願について」

議案第6号「令和6年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価及び農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施について」

議案第7号「令和7年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」

議案第8号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について」

報告

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

総会開始 午後1時30分

### 議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第23回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、7番島田正明委員、15番舩越康博委員をご指名いたします。よろしくお願いたします。

なお、12番増井委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

### 事務局（次長）

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数2件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積462㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

譲渡人は県外に住んでおり、申請地の管理に苦慮しておりました。そのような状況の中で、〇〇町に住む知人に相談したところ、その知人へ農地を売買することで話がまとまり、この度の農地法第3条許可の申請に至りました。

譲受人は、農作業歴が50年以上に亘っており、以前は、他の事業を行う傍ら、耕作をしておりましたが、現在は、農業のみを行っております。また、農業用機械は、トラクターや耕うん機、田植機等、ひととおり所有しておられます。取得予定の農地は、登記地目は田ですが、畑として利用したいとのことで、荒れている状態をトラクターと耕うん機できれいに整地して、あまり大きい農地ではないため、種は手作業で植えるとのことです。

なお、農地は、そのまま畑として、使用できる状態のため、今以上に盛土する必要はないと聞いております。

それから、譲受人は、既存の所有農地の中に、違反転用状態となっている部分がありましたが、後ほど、議案第2号で、ご説明しますが、転用手続きを進めており、事務局の指導に対して誠実に対応しておりますので、問題ないものと考えております。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われま。

以上でございます。

#### 議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 14番 川瀬委員

坂野の川瀬です。〇〇さんは就職して県外の方へおいでして、家は〇〇の近く、〇〇にあるんですが、草が生えて、管理のために帰ってくるのが大変でした。お知り合いに話ができただけで、双方のお話し合いが出来ております。ご審議、宜しくお願いします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。

整理番号1番の許可について、ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。

引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号2番、畑2筆、合計面積386㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人は、相続により3年程前に申請地を取得しましたが、〇〇市外に住んでおり、今後も〇〇市内に帰ってくる見込みがなく、農地の管理が出来ない状態が続いておりました。そこで、農地を処分したいと考えていた譲渡人が、申請地の隣に住んでいる譲受人に農地の所有権移転の話を持ち掛けたところ、話がまとまったため、農地法第3条許可の申請に至りました。

譲受人は、今回の申請地以外に、農地は所有しておりませんが、実家の農作業の手伝いをしてきたため、20年以上の経験がございます。また、農業用機械については、耕うん機を親せきから借りる予定とのことでした。耕うん機で耕した後に、手作業で、季節野菜の植え付けを行い、収穫後は、最初は自家消費のみで、将来的には、栽培量を増やして、自家消費分を除いて販売したいとのことでした。

令和5年度以降、5反の耕作面積要件が撤廃されてから、家庭菜園をされるということで、小規模面積の案件が数件ございましたが、3条の許可に当たっては、今までの耕作経験や、確保している機械、農作業従事日数、今後の営農計画等から、総合的に判断する必要があると考えております。今回の申請者の方は、申請地のすぐ隣に住んでいて、実家での耕作経験が20年以上あり、機械を借りる目途もついている、とのことでしたので、聞き取りや申請書類の内容を確認した結果、取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われまます。

以上でございます。

**議長（青木会長）**

担当の森委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

**17番 森委員**

森です。先日、現状確認に行ってみりました。譲渡人の〇〇さんについては、市外にいますということで、現状を確認しますと、草が生えていて、耕作の跡は見られない状況でした。ですが、畑に、耕作に復帰することは可能と見ましたので、譲受人の〇〇さんについては、耕作の意思があるということならば、問題はないかと思えます。ご審議をお願いします。

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。整理番号2番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

異議がないということですので、整理番号2番は、原案どおり許可といたします。  
以上で議案第1号の審議を終了いたします。  
引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

**事務局（局長）**

議案書の3ページをお願いいたします。  
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。  
農地法第4条の規定による許可申請審議について整理番号1番、転用面積757㎡の内313㎡、転用目的は農業用倉庫での宅地でございます。  
農地法第4条とは、自身が所有している農地を農地以外のものにする際、適用される規定でございます。今回は農業用としての用途ではありますが、対象面積が313㎡であることから、転用が必要な案件となっております。  
申請者は申請地に隣接する住宅に居住している〇〇。  
申請地は〇〇小学校より東へ約1キロメートルに位置する市街化調整区域内の農業振興地域内に存在する農地ですが、既に除外が行われています。  
農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから2種

農地と判断されます。

申請人は農業用機械及び農業資材等の農業関連の保管場所として過去に倉庫を建設しその進入路を整備しましたが、その面積が、農地法第4条の農地転用の制限の例外（農業用施設の場合は200㎡未満であること）に該当しない事案であったことから、農地法第4条申請が必要でした。この度、農地法第3条にて農地を取得するにあたり、全ての農地を耕作しているか確認する中で、このことが判明したため、先に除外の手続きを行い、農地法第4条による追認の申請がなされました。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、20年以上前より周囲をブロック塀で囲っており、他は自己の農地と宅地で今後も現況のまま使用することから支障はないと考えます。

排水については、上水道は設けず雨水については隣接する畑にて地下浸透といたします。

また、従前より畑であったため、土地改良区には所属してなかったとのことです。

転用を行うために必要な資力については、現行のまま今後も利用することから費用は発生しないということですので、金融機関の残高証明書の提出は求めておりません。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

#### 議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 14番 川瀬委員

はい。川瀬です。宜しくお願いします。現地確認に行ってみましたが、だいぶ前から建物が建っているし、進入路も使っています。ご説明のとおりです。宜しくお願いいたします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。整理番号1番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は5件、6筆です。  
◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

#### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

#### 事務局（局長）

整理番号1番、転用面積21㎡、転用目的は宅地でございます。

譲渡人は、〇〇在住の〇〇、譲受人は申請地の隣接地に居住している〇〇です。譲渡人はこの農地とこの農地に隣接する宅地を平成13年に相続しました。以前はこの宅地には家屋がありましたが、譲渡人が〇〇在住であることから家屋を除却した後、申請地と共に3分割し東側、西側及び北側に隣接する者へ売却することとなり、この度の5条申請に至りました。なお、この後でご説明いたします整理番号2番については北側に隣接する農地を耕作する〇〇さんへの5条申請であり、西側に隣接する者へは、先月の総会で農地法第3条にてお認めいただいた案件となります。

申請地は〇〇駅より南へ約350メートルに位置する市街化調整区域内の農地ですが、農業振興地域外である為、除外の必要がない農地でございます。

農地区分は〇〇駅より500メートル以内に存在することから第2種農地と判断されます。

譲受人は現在、敷地いっぱいに住居が建っており自家用車の駐車にも不便で、庭もなかったことから、譲渡人から3分割した宅地と共に申請地を購入し、庭及び駐車場として利用することです。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、西側及び北側には住居部分の高さまで盛土を行いますが申請地内に新たにL型のコンクリート擁壁を敷設し高さを盛土から20センチメートル程度とすることで、土砂の流出はありません。

排水については、上水道は設けず雨水については地下浸透といたします。

また、従前より畑であったため、土地改良区には所属してなかったとのこと。

転用を行うために必要な資力については、造成に90万円を予定しており、自己資金で行うとのことで残高証明書が提出されております。

なお、宅地を含めた申請地の売買契約書の写しの提出を受けております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

#### 議長（青木会長）

担当の賀出委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 11番 賀出委員

担当の賀出です。現地を確認したところ、現在も畑という状態ではなかったのですが、宅地に変更するという事で、特に問題はないと思います。ご審議のほど、宜しくお願いします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。整理番号1番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。  
引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

### 事務局（局長）

整理番号2番、転用面積20㎡、転用目的は農地への進入路でございます。

譲渡人は、整理番号1番と同じ〇〇、譲受人は申請地の北側に隣接し農地を所有している〇〇の息子でございます。譲渡人はこの農地とこの農地に隣接する宅地を平成13年に相続しました。現在、〇〇在住であることから申請地と共に3分割し真ん中部分を売却することで話がまとまり、この度の5条申請に至りました。

申請地は〇〇駅より南へ約350メートルに位置する市街化調整区域内の農地ですが農業振興地域外のである為、除外の必要がない農地でございます。

農地区分は〇〇駅より500メートル以内に存在することから第2種農地と判断されます。

譲受人の父は北側に隣接する〇〇〇〇-〇〇を所有し、耕作していますが進入路がなく不便な状況でした。今後は〇〇さんが耕作をすることと、宅地及び申請地を進入路として利用する予定でございます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、西側は先月農地法第3条にてお認めいただいた農地ですが、これと同じ高さいたします。また、東側については、整理番号1番でご説明しましたL型擁壁が存在する為、土砂の流出はございません。

排水については、上水道は設けず雨水については地下浸透といたします。

また、従前より畑であったため、土地改良区には所属してなかったとのことです。

転用を行うために必要な資力については、造成に16万円を予定しており、自己資金で行うとのことで残高証明書が提出されております。

なお、宅地及び申請地の売買契約書の写しの提出を受けております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号2番については、許可やむを得ないと考えます。

### 議長（青木会長）

担当の賀出委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 11番 賀出委員

こちらも先ほどと同じように、特に問題ないと思いますので、ご審議のほど、宜しく申し上げます。

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。整理番号2番の許可について、異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、原案どおり許可といたします。引き続き、整理番号3番について、審議内容の説明をお願いします。

#### 事務局（局長）

整理番号3番、転用面積395㎡、転用目的は調剤薬局での宅地でございます。

賃借人は、〇〇県内で多数の調剤薬局を展開している〇〇株式会社代表取締役〇〇、賃貸人は〇〇町在住の〇〇です。

申請地は、令和6年〇〇月開催第〇〇回総会にて診療所として転用をお認めいただいた場所から市道〇〇号線を挟んで東側に存在し、この診療所の門前薬局として計画をたて土地所有者と協議した結果、賃貸借の話がまとまりこの度の5条申請に至りました。

申請地は〇〇より東へ約600メートルに位置する市街化調整区域内の農地ですが農業振興地域外である為、除外の必要がない農地でございます。

農地区分は生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、元来〇〇〇〇-〇〇が1,262㎡ございまして今回の計画により進入路を残して分筆を行い、今回の申請地である〇〇-〇〇が新たに誕生しました。

このことから、賃貸人以外の農地と隣接するのは南側の数メートルとなり、賃貸人の農地及び進入路との境界を含めた3方にL型のコンクリート擁壁を施工し、駐車場部分はアスファルト舗装を行うことから土砂等の流出はありません。

進入路となる西側については、水路が存在しておりここへ床板を掛けることについて、水路を管理している地元協議会より承諾書を頂いております。

排水については合併浄化槽よりこの水路へ排出することについても協議会より承諾を頂いております。

上水道については、隣接する市道より供給することで、市水道部と協議が整っております。

また、この申請地は従前より土地改良区には所属していなかったとのことです。

転用を行うために必要な資力については、造成費として450万円、建築費として3,465万円を予定しており、全て自己資金で行うとのことで残高証明書が提出されております。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号3番については、許可やむを得ないと考えます。

#### 議長（青木会長）

担当の豊田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 8番 豊田委員

田野町の豊田です。現地確認に行ってきました。何も問題ないと思うので、宜しくお願いします。

**議長（青木会長）**

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

質問、意見がないようですので、整理番号3番の採決に移ります。整理番号3番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

**議長（青木会長）**

異議がないということですので、整理番号3番は、原案どおり許可といたします。  
引き続き、整理番号4番について、審議内容の説明をお願いします。

**事務局（局長）**

整理番号4番、転用面積406㎡、転用目的は専用住宅でございます。

使用借人は、〇〇市在住の夫婦で、使用貸人である〇〇の孫とその妻でございます。

使用借人の夫婦は現在、〇〇市内にて賃貸住宅にて居住しておりますが、昨年結婚し、子供が生まれたら広い部屋が必要であることから、家族で話し合った結果、祖父が所有する申請地が実家との行き来が容易で、子供の保育にも最適であることから、この度、農地法第5条申請に至りました。

申請地は、〇〇中学校より東へ約200メートルに位置する市街化調整区域内の農地ですが除外が行われ、現在は白地でございます。

農地区分は生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲にコンクリート擁壁を施したうえで土石にてかさ上げを行うことで隣接地には被害はないと考えますが、万が一被害等が発生した場合、責任をもって速やかに解決するとされています。

排水について、雑排水・汚水については合併浄化槽で処理した後、北側水路にて放流し、西側市道を暗渠にて横断し水路へ排出することをこの水路水利管理者である〇〇土地改良区より同意書を頂いております。上水道については、西側市道に埋設された既設の水道管より引き込むことを〇〇市上下水道局と協議済みでございます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関から融資を受けた残高証明書が、その金融機関より発行されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号4番については、許可やむを得ないと考えます。

**議長（青木会長）**

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

## 5番 金西委員

はい。失礼します。現地、〇〇〇〇-〇〇、現地行ってきました。周囲は、住宅ばかりの中に、田んぼがあるみたいな感じでありました。特に問題はないと思いますので、どうぞ、ご審議宜しくをお願いします。

## 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号4番の採決に移ります。整理番号4番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号4番は、原案どおり許可いたします。  
引き続き、整理番号5番について、審議内容の説明をお願いします。

## 事務局（局長）

整理番号5番、合計転用面積362.09㎡、転用目的は分家住宅でございます。  
使用借人は、〇〇で、使用貸人の〇〇の息子でございます。

使用借人の家族は現在、申請地に隣接する住居にて生活しているが、子供も成長し現在の住居では手狭になってきたことから、農業後継者として今後もこの地域で生活する為、また、勤務している〇〇に隣接していることから、土地所有者である父と相談した結果、この度の5条申請に至りました。

申請地は〇〇市〇〇より南東へ約500メートルに位置する市街化調整区域内の農地ですが除外が行われ、現在は白地でございます。

農地区分は生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。

そして、現在居住している住宅は経営している〇〇の従業員の休憩所等として活用することです。また、〇〇-〇〇の残地については、現在ミカンの木が植わっており、今後もミカンを育てる予定としていますが、今回申請により周辺が嵩上げを行うことから、この地が窪地となり、水が溜まることから、周辺の高さと同じくらいとなる約60cmの嵩上げを行う予定とのことで農地改良届が提出されております。なお、この届出は来月開催の第24回総会にて報告する予定としています

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲にコンクリート擁壁を施したうえで山土にてかさ上げを行うことで隣接地には被害はないと考えます。また、周辺農地の所有者にも相談済みですが、万が一被害等が発生した場合、責任をもって対処するとされています。

排水について、雑排水・汚水については合併浄化槽で処理した後、新設した給水桝を介して東側水路へ排出することとし、この東側水路の水利管理者である〇〇協議会より同意書を頂いております。上水道については、西側市道に埋設された既設の水道管より引き込むことを〇〇市水道部と協議済みでございます。

転用を行うために必要な資力については、金融機関から融資証明書が発行されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号5番については、許可やむを得ないと考えます。

#### 議長（青木会長）

担当の島田委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

#### 7番 島田委員

田浦町の島田です。計画図面をもって、現地を確認しましたが、別に問題ないと思います。ご審議のほど、宜しくお願いします。

#### 議長（青木会長）

ありがとうございます。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号5番の採決に移ります。整理番号5番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号5番は、原案どおり許可といたします。

以上で議案第3号を終了いたします。

引き続き、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（次長）

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、申請件数は6件、12筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、権利の設定をする者、権利の設定を受ける者、権利の設定をする農用地を朗読

農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という。）につきましては、地域計画の策定後、小松島市では、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」という。）第18条第11項の規定により、農業委員会が徳島県農業開発公社（以下、「公社」という。）に計画作成の要請を行います。

なお、今月から促進計画の後ろにカッコ書きで、「一括」と表記しておりますが、促進計画には、「一括」、「集積」、「配分」という区分がございます。「一括」とは、今までの相対での契約のことで、ほとんどがこれに当たります。所有者が公社に農地を預ける場合は、「集積」、預かった農地を公社から耕作者に貸し付ける場合は、「配分」となり、それぞれ計画の様式が異なるた

め、今後、「集積」や「配分」の案件がございましたら、議題を分けさせていただくようになりますので、今月から、区別のため、「一括」と入れさせていただきました。

促進計画に移行したばかりですので、申し訳ありませんが、今後も、このように、改善等する場合がありますかもしれませんので、宜しくお願いいたします。

小松島市の場合は、一括の案件がほとんどであり、今月の案件もすべて一括方式となります。

公社に、促進計画の作成を要請するに当たり、支障がないかどうかの判断基準といたしまして、機構法第18条第5項に規定がございまして、今月は、個人経営の農業者の方ばかりですので、要件は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることと耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、となります。今月の案件の耕作者の方は、6ページの一覧表の一番最後の〇〇さんを除いて、地域計画に位置付けられている耕作者となります。〇〇さんは、地域計画に位置付けられている耕作者ではございませんが、添付書類により確認したところ、耕作面積、農作業従事日数、農機具の所有状況などの内容から、要件を満たしていると思われまますので、公社に促進計画の策定を要請したいと考えております。

なお、促進計画の策定に当たり、地域計画内の農地は、市農林水産課に地域計画に支障がないかということで意見を聴取する必要がございしますので、事務局より、事前に照会し、支障はないとの回答を得ております。

それでは、促進計画の作成の要請について、ご審議をお願いいたします。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移りますが、その前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、同居の親族の場合も、議事参与の制限が適用されますので、一柳委員さん、退席をお願いいたします。

（関係委員、退席）

#### 議長（青木会長）

それでは、採決いたします。

農業委員会として、案のとおり、促進計画の作成を要請することについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

異議がないということですので、案のとおり、公社に、促進計画の作成を要請いたします。  
それでは、利害関係者の復席をお願いいたします。

（関係委員、復席）

### 議長（青木会長）

以上で議案第4号を終了いたします。

引き続き、議案第5号「非農地証明願について」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（局長）

議案書の7ページをお開きください。

議案第5号「非農地証明願について」、申請件数は2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請内容、申請者、届出受付日、受付番号を朗読

### 議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

### 事務局（局長）

整理番号1番について説明させていただきます。

田1筆、面積276㎡、宅地としての非農地証明願になります。

この度、議案第3号にてご審議いただきましたが、申請地の南隣に孫夫婦が専用住宅を建設する計画を立てた際、申請地及び、整理番号2番でご説明いたします〇〇〇〇-〇〇を農地法の許可を経ず農地以外のものにしていたことが判明したことから、非農地証明願の提出となりました。

申請地には昭和56年に農機具置場兼車庫兼農業用倉庫と駐車スペース及び庭を建設し、それに隣接する〇〇-〇〇の宅地には1階が農業用倉庫、2階が居宅である建物を建築しました。その6年後、長男が結婚し〇〇-〇〇の建物を改築し居宅としたことから農業用倉庫の代替えとして申請地の農機具置場等の建物の南側に建て、現在の状況となっています。

申請人は建設業を営んでいたことから、申請地の駐車スペースにはトラックや来客の自動車を駐車していましたが、前面道路の幅が狭いため、旋回等も利用していたとのございます。

それらの事は平成16年3月5日付けの国土地理院の航空写真において確認できています。

このことより、整理番号1番については、農地への復元が不可能、困難であり、人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当である金西委員、桑村委員には事前にご確認いただいております。

これらのことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

### 議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 5番 金西委員

整理番号1番、2番について、〇〇〇〇-〇〇、〇〇-〇〇、現地確認しました。すると、屋敷の中に、この土地があるような形でありましたので、やむを得ないと思いますので、ご審議宜しくをお願いします。

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

(※「なし」の声あり)

### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。整理番号1番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。  
引き続き、整理番号2番について、審議内容の説明をお願いします。

### 事務局（局長）

整理番号2番について説明させていただきます。

田1筆、面積94㎡、宅地としての非農地証明願になります。

整理番号1番でもご説明いたしましたが、この度、申請地の南隣に孫夫婦が専用住宅を建設する計画をたてた際、農地法の許可を経ず農地以外のものにしていたことが判明したことから、非農地証明願の提出に至りました。

申請地には隣接する〇〇-〇〇が存在し、申請人はここで居住しております。昭和42年に申請地に納屋兼住居を建設し事業の事務所として使用しており、昭和60年頃、納屋部分も居住スペースに改築し現在に至っております。

このことは平成16年3月5日付けの国土地理院の航空写真において確認できています。

このことより、整理番号2番については、農地への復元が不可能、困難であり、人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、農地行政上支障がないと認められます。

なお、地区担当である金西委員、桑村委員には事前にご確認いただいております。

これらのことから、証明書の交付については、やむを得ないと考えます。

以上です。

### 議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

### 5番 金西委員

先ほども言ったんですけど、整理番号2番、〇〇〇〇-〇〇、小さな土地であります。屋敷の中にあるような感じでありますので、やむを得ないものと思います。ご審議宜しくをお願いします。

### 議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号2番の採決に移ります。整理番号2番の許可について、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

## 議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号2番は、原案どおり許可といたします。  
以上で議案第5号を終了いたします。

引き続き、議案第6号「令和6年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価及び農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施について」、事務局より説明をお願いします。

## 事務局（次長）

今まで、こちらの推進委員等の最適化活動の点検・評価及び農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施につきましては、その他として扱ってまいりましたが、事務局内で検討した結果、この度の案件から議案としてお諮りすることとしました。

それでは、令和6年度の点検・評価について、ご説明いたします。

令和4年度から、事務処理の流れに変更がございまして、令和4年2月の農林水産省経営局長通知、農林水産省経営局農地政策課長通知により、当該年度の最適化活動の目標の設定等については、3月の総会でお諮りし、すでに県等への報告、ホームページでの公表を行っております。前年度の推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況と最適化活動の目標の達成状況につきましては、5月末までに、総会において点検・評価をすることとされておりますので、今月の議案として、上程をさせていただきます。

それでは、お手元の資料に添って、具体的な説明をさせていただきます。なお、今回、資料に記載させていただいている数値につきましては、端数処理等の関係で、今後、変動する可能性がございますので、ご了承いただければと思います。

それでは、まずお手元の資料①（A4サイズ）をお願いいたします。資料①「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」につきましては、委員のみなさま、おひとりおひとりの点検・評価をするシートとなっております。なお、令和6年度の年度途中で新しく委員になられた、濱田委員、吉成委員につきましては、それぞれ前任者と按分した数値を記載させていただいております。

上段の1. 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価の（1）最適化活動の実施状況につきましては、毎月、みなさまにご提出いただいている活動記録簿を集計したものとなります。

その下の（2）成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の①成果目標の達成状況につきましては、後ほどご説明いたしますが、資料②の委員会全体の目標や実績を各委員さんの担当地区の面積で按分した数値を入力したものとなります。この数値は、目標も実績も、濱田委員、吉成委員は、前任者と按分して記載させていただいております。

内容をかいつまんで、ご説明します。表の一番左側の「農地集積」につきましては、新規集積面積は、農地台帳システムから当該の年度と前年度の集積面積（旧制度の利用権等）の差分を抽出し、その差分が新規集積面積の実績となります。これを各委員の担当地区に1筆ずつ振り分け、面積を算出して、実績の欄に記載しております。その右の側の集積面積の欄は、累計の面積ということで、前年度の各委員の集積面積に、先ほどの新規集積面積を加えたものとなります。達成状況は、目標に対して、どれだけ実績があったかということで、算出しております。遊休農地の「解消面積」の欄は、既存の緑区分の遊休農地の解消で、これは、農地パトロールの結果、解消した農地を1筆ずつ、担当委員の地区に振り分け、面積を算出しております。その横の「前年度の新規発生分の解消面積」も同様にしております。最後に「新規参入」の欄ですが、農地の所有者から新規参入者に貸し付けしてもよいという同意を得た面積となります。

なお、もともと、農地が少ない地区などの場合で、目標値がゼロになっている方がいらっしゃいますが、達成率は、あくまで、目標に対して、どれだけ達成したかということになりますので、目標がゼロの場合は、達成率が算出できないということになります。

次に、その横の②自己の点検・評価です。赤い太線で囲っている部分になります。これは、活動実績、成果実績について、各自で自己点検していただく欄となっております。本来は、自由に記入していただくようになるのですが、便宜上、事務局の方で、選択肢から選ぶ形式にさせていただきます。

活動実績は、毎月の活動記録簿に書いていただいている活動日数の実績です。上の表で、活動日数を集計しておりますので、それらを参照して、選択肢から選んでいただくか、または、選びたい選択肢がない場合は、空いているスペースで構いませんので、自由に書いていただいても大丈夫です。

また、成果実績につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、数値は出ているのですが、実際、地区ごとによって、条件も違いますし、例えば、市街化区域の委員さんは、農地が少ないので、集積なども不利になってしまっておりますし、それ以外の地域でも、活動しているのに、成果実績があまり高くないという方もいらっしゃるかと思います。これらの数値を参照していただいてもいいのですが、この欄は、あくまで、自己点検ですので、数値の高低というよりは、ご自分の思ったとおりに選択肢を選んでいただくか、選択肢がなければ、こちらも自由に記入していただければと思います。

次に、一番下の2. 農業委員会による点検・評価になります。全体としての評語の欄は、委員さん個人の実績を参考資料②（A4サイズ）の表1の評語に当てはめて、後で、事務局の方で記載させていただこうと思います。その横の総会で出された意見は、この説明が終わった後、会長にお諮りいただきますので、その際に出たご意見を事務局で取りまとめ、記載させていただきます。

それでは、次に資料②（A3サイズ）をご覧ください。こちらは、令和6年度の農業委員会全体の最適化活動の目標と実績をまとめたものとなっております。

資料②の左側が、1. 最適化活動の成果目標となりまして、(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の解消等、(3) 新規参入の促進の欄に分かれております。(1) 農地の集積につきましては、集積率の目標を29.0パーセントとしておりましたが、これに対し、実績として、農地面積が1,490ヘクタール、そのうち、集積面積が394.5ヘクタールですので、令和6年度末の集積率は、26.5パーセントとなっております。

次に、(2) 遊休農地の解消等についてですが、既存の緑区分の解消面積の目標が2.98ヘクタールに対し、実績が1.37ヘクタールでございます。新規発生 of 解消面積は、令和5年度に発生し、令和6年度に解消した面積の目標と実績を記載しております。目標が3.45ヘクタール、実績が0.39ヘクタールとなっております。

次に、(3) 新規参入の促進についてですが、「同意・公表面積」とありますが、これは、農地所有者が新規参入者に貸し付け等を行うことについて同意を得た農地の面積のこととございまして、目標が、6.7ヘクタールで、実績はゼロとなっております。

次に、2. 最適化活動の活動目標になります。こちらの活動日数や内容につきましては、毎月、委員のみなさまに提出していただいている活動記録簿から集計したものととなります。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数という欄ですが、月当たり活動日数の目標は、10日としておりますが、委員会全体の平均は12日でございます。また、(2) 活動強化月間の設定は、目標を3回としておりましたが、実績は2回でございます。(3) 新規参入相談会への参加につきましては、昨年度アスティとくしまで開催されたとくしまビジネスチャレンジメッセに、参加をしておりますので、目標どおりとなっております。

最後に、3. 点検・評価結果になりますが、農業委員会の点検・評価結果（評語）を記載する欄がございます。こちらには、お手元の参考資料①（A4サイズ）の【表2】をご覧くださいと、各目標の達成状況に応じて、点数化されておまして、令和6年度の農業委員会全体としては、【表2】を元に算定いたしますと、合計で5点になりまして、これを【表1】に当てはめると、上か

ら3番目の、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という評語となります。その右側の推進委員等の点検・評価結果という欄につきましては、各委員のみなさまの点検・評価の結果を反映したのとなっておりまして、委員さん個人の実績結果をもとに、参考資料②（A4サイズ）の表により、点数化し、各評語に当てはめて、人数を算定しております。

資料②の説明は以上となります。

これから、これらの案をお諮りいただいて、その結果も踏まえて修正等して仕上げた、資料①の委員さん個人のシートにつきましては、各委員の皆さまに通知することとなっておりますので、また後日お送りさせていただきたいと思っております。

また、本日お諮りした結果をホームページで公表等を行うこととなりますが、ホームページでの公表等は、農業委員会全体の分になりますので、資料①の委員さん個人の評価結果は、公表いたしませんので、宜しくお願いいたします。

それから、先ほども、申し上げましたが、本日の資料①と資料②につきましては、最後に回収させていただきます。お帰りの際に、机の上に置いたまま、お帰り下さいますようお願いいたします。

説明につきましては、以上となります。

#### **議長（青木会長）**

ただいま、事務局より説明がありました。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### **議長（青木会長）**

質問、意見がないようですので、採決に移ります。

農業委員会として、案のとおり、令和6年度 推進委員等の最適化活動の点検・評価及び農業委員会の最適化活動の点検・評価を承認してよろしいか。

（※「異議なし」の声あり）

#### **議長（青木会長）**

異議がないということですので、案のとおり、令和6年度の点検・評価を承認いたします。  
以上で議案第6号を終了いたします。

引き続き、議案第7号「令和7年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

#### **事務局（局長）**

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第7号「令和7年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について」、申請件数は6件、8筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、除外編入の別を朗読

#### **事務局（局長）**

令和7年度前期分小松島農業振興地域整備計画の変更について、これに係る意見、農地転用許可の見込み等について、小松島市農林水産課より農業委員会に意見照会がきております。

農業振興地域整備計画の中に存在する農地ですと農地転用がかなわないため、転用を計画される土地所有者等はこの計画から除く手続きが必要でございます。その申請は、本市においては年2回、4月と10月に農林水産課において手続きがなされます。今月の4条及び5条案件が多かったのも、昨年10月の令和6年度後期分において除外申請がなされ、3月に認められたことから、その除外申請が多数あったからでございます。

先ほどの点検・評価と同様、小松島農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外の案件につきましても、今まで、その他として扱ってまいりましたが、事務局内で検討した結果、こちらでも、この度の案件から、議案としてお諮りすることとしました。また、今までは、各担当地区の委員による確認後に、個別に事務局に意見を送っていただいておりますが、事前に担当委員に資料をお渡しして、総会までにご意見をお伺いすることとし、この総会の場で、各担当委員のご意見も踏まえながら、ご審議をお願いしたいと存じます。

それでは、説明に移ります。

今回の除外申請件数は、6件8筆で、編入につきましては該当がございません。

農業振興地域整備計画とは、優良農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市が策定している計画でございます。この農用地区域に指定された農地、いわゆる「青地」については、農業の用途以外の目的に使用することが制限されており、農地以外に転用をして使用したい場合は、まず農用地区域からの除外、いわゆる「白地」とする必要がございます。

この手続きの流れの中で、市は農協や土地改良区、農業委員会等にそれぞれ意見を聞くこととなっていることから今回の意見照会となりました。意見照会の後、問題がなければ県との協議等を行い、その後、縦覧公告や異議申し立てへと進んでまいります。順調に手続きが進みますと6か月程度で計画変更が承認され、申請者へその旨が通知されることから、転用希望者は農業委員会に対して農地転用等の申請がされることとなります。

農林水産課からの意見書について農業委員会では、除外申請地が農地転用申請を行うことを前提とした場合、「計画面積等が変更目的において適切であること」、「農業上の効率的な利用、農地の集団や耕作に支障を及ぼすおそれがないこと」等を確認のうえ、農地転用の見込み等についての意見を提出いたします。

先ほどもお話ししたとおり、これまでは担当する委員に総会時において現地調査を依頼し別途回答をいただいておりますが、今回から、担当する委員には事前に資料をお送りし、現地調査を実施していただきました。

今回提出されている案件の担当委員は5名でございます。

整理番号1番は原委員、整理番号2番及び3番は山越委員、整理番号4番は賀出委員、整理番号5番は増井委員、整理番号6番は川瀬委員にお願いいたしました。

皆様のご意見は、欠席の増井委員も含め、いずれも周辺農地に支障なく、特に問題がないとのご回答であったことから、このように農林水産課へ回答したいと考えております。説明については以上です。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移ります。

農林水産課へは、令和7年度前期分 農業振興地域整備計画の変更について、意見なしとして、回答してよろしいか。

(※「異議なし」の声あり)

### 議長（青木会長）

異議がないということですので、意見なしと回答することといたします。

以上で議案第7号を終了いたします。

引き続き、議案第8号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について（協議の場）」、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（局長）

議案書の10ページをお願いいたします。

最初に、申し訳ございませんが、議案の修正をお願いいたします。議案の最後に、カッコ書きで「協議の場」と追加をお願いいたします。理由は、後ほど、ご説明いたします。

では、議案第8号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更について（協議の場）」、ご説明いたします。

対象農地は、先ほどの議案第7号の農地と同じになりますので、議案書の朗読は割愛させていただきます。

### ◆除外編入の別以外は、議案第7号と同様のため、朗読を省略

先ほど、ご審議いただきました農業振興地域計画の変更、いわゆる農振除外を行うことに先立ち、地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画を変更する必要があります。

地域計画とは本市において、農業振興地域内の農用地を基本に地域農業の現状と課題、また、目指すべき将来の農地利用等について令和7年2月27日第20回総会にて農林水産課より地域計画案を皆様にお示しし、お認めいただき、令和7年3月31日に公告、4月1日からの施行となりました。

除外が行われるということは、農地から農地以外のものに用途を変更する目的で行われることから、地域計画に定めた農地の集積や集約、基盤整備の推進等を行うとした計画も変更が必要となります。この変更に関し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、まず、市農林水産課が地域の関係者による協議の場を設けなければならないとされています。その協議は、書面で行えるとのことですので、今回、農林水産課から書面での意見を求められました。

変更する内容につきましては、議案第7号でお示しした内容と同一であることから、説明を割愛させていただければと存じます。

なお、この意見聴取は、あくまでも、地域計画の変更に係る協議の場、としての意見を求められており、今後、農林水産課が、農業委員会をはじめ関係機関の意見を取りまとめ、地域計画の変更案を作成いたします。そして、その案について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、意見聴取されることとなります。予定では、今月、協議の場として意見聴取、その後、来月の6月総会では、変更の案についての意見を聴取されることから、改めて皆様にご意見をお伺いする予定でございます。

似たような手続きが続きます、わかりにくく、申し訳ございません。

それでは、今回の除外に伴う地域計画の個別の変更について、支障の有無について、ご審議をお願いいたします。

### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。  
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移ります。  
農林水産課へは、先ほどの議案第7号の農振除外に伴い、地域計画を変更することについて、支障なしとして、回答してよろしいか。

（※「異議なし」の声あり）

### 議長（青木会長）

異議がないということですので、支障なしと回答することといたします。  
以上で議案第8号を終了いたします。  
以上で議案についての審議を終了いたします。  
それでは、引き続き議案外に移ります。  
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案外について事務局より報告をお願いします。

### 事務局（次長）

議案書の11ページをお開きください。  
報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、面積3.3㎡で、宅地として、5条届出が提出されております。  
届出地は、すでに住宅の庭の一部として、農地以外の使い方をしてしまっていたのですが、周辺に、親せきの土地が多く、届出地の面積も小さいため、別の場所と勘違いをしていて、届出が出来ていなかったようです。この度、登記と現況があっていないとわかったため、届出が提出されました。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

なお、今回のように、農業委員の案件であっても、議案外の報告は、すでに受理をしていることもあり、議決案件ではないため、利害関係者に席を外していただかなくても結構です。

### 事務局（次長）

議案書の12ページをお開きください。  
報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、面積439㎡、住宅用地として、5条届出が提出されております。

なお、届出地には、未届でガレージがすでに建っていたのですが、譲受人は、家を新築し、ガレージはそのまま使うとのことでしたので、始末書が添付されております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

#### 事務局（次長）

続きまして、議案書の13ページをお開きください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

報告は、以上でございます。

#### 議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

#### 議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時41分

会議録署名委員 7番 島田 正明 委員 15番 船越 康博 委員